

# 令和6年度 京都府 特定(産業別)最低賃金 日本標準産業分類一覧表

特定(産業別)最低賃金の件名	日本標準産業分類	時間額
<b>電気機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28、E29、E30、L7282(一部除く)	<b>1,074円</b> (令和7年1月19日発効)
<b>輸送用機械器具製造業</b> 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く、建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る	E310、E311、E312、E313、E314、E315、E319(E3191を除く)、E2621(一部除く)、L7282(一部除く)	<b>1,076円</b> (令和7年1月19日発効)

下記、4業種の最低賃金については、令和6年10月1日から京都府最低賃金時間額(1,058円)が適用されます。

特定(産業別)最低賃金の件名	日本標準産業分類	時間額
<b>金属製品製造業</b> 金属素形材部品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業(粉末や金製品製造業を除く)	E240、E245(E2453を除く)、E248、L7282(一部除く)	<b>1,058円</b> (令和6年10月1日発効)
<b>はん用・生産用・業務用機械器具製造業</b> ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業(建設用クレーン製造業に限る)	E250、E252、E253、E2596、E260、E2621(一部除く)、E263、E264、E265、E266、E267、E2693、E2699、E270、E271、E272、L7282(一部除く)	
<b>各種商品小売業</b> 衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする事業所 業種分類は平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づいています。	156、L7282(一部除く)	
<b>自動車(新車)小売業</b> 自動車(新車)小売業のうち、自動車メーカー(販売子会社及び日本法人を含む)と新車販売契約を結んでいるディーラーに限る	1590、15911(一部除く)、L7282(一部除く)	



最低賃金制度のマスコット

チェックマン

## お問い合わせ

京都労働局労働基準部賃金室

TEL : 075-241-3215

HP : 右記二次元バーコードからアクセスしてください。



令和6年12月20日